

見積合わせ案件

業務名	令和5年度京都イノベーション創出ネットワーク（KIC-Net） 市場調査業務
納入場所	公益財団法人京都産業21 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内
納入期限	令和6年2月16日（金）
仕様書	別添のとおり
見積書提出期間	令和5年11月14日（火）～令和5年11月22日（水） 9時00分から17時00分まで
見積書提出方法	郵送又は持参により下記まで提出してください。（提出期間内必着）
見積書提出場所	公益財団法人京都産業21 事業成長支援部 企業支援グループ 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内
見積合わせ参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ① 同種業務の受託実績があり業務手法に精通していること。 ② 中小企業が研究開発の成果展開先として指向する隙間市場についても、顕在及び潜在市場の調査に対応できる能力を有すること。 ③ 市場調査に対する中小企業からの様々な要望に応じ、柔軟に対応できる市場予測専門の調査機関であること。 ④ 産業財、消費財、役務提供等の多くの分野に対する調査ができること。 ⑤ 短期間の集中調査にも遅滞なく対応できる体制を有すること。 ⑥ 調査案件に関する永続的な秘密保持を確約できること。 ⑦ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程により、京都府その他自治体から入札参加資格を取り消されていないこと。 ⑧ 都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 ⑨ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人でないこと。 ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
質問等受付期限	令和5年11月17日（金） 17時00分まで 下記まで、メール又はファックスでお願いします。
担当	公益財団法人京都産業21 事業成長支援部 企業支援グループ（担当：山岡、西村） TEL：075-315-9425 FAX：075-315-8926 メール： nishimurat@ki21.jp

令和5年度京都イノベーション創出ネットワーク（KIC-Net）市場調査業務 仕様書

1 総則

本仕様書は、公益財団法人京都産業21（以下「財団」という。）が委託する令和5年度京都イノベーション創出ネットワーク（KIC-Net）市場調査業務に関する仕様について定める。

2 件名

令和5年度京都イノベーション創出ネットワーク（KIC-Net）市場調査業務

3 目的

本調査は、製品化に向けた本格的な開発を行う事業者に対し、開発の段階に応じた資金支援と伴走型支援を行う京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業等への応募を検討している事業者からの相談案件について、開発する製品の顕在市場並びに潜在市場の状況を調査することによって、研究開発の妥当性を判断するために必要な情報を得ることを目的とする。

4 調査件数

4件

- ・費用の積算に必要な調査案件の内容は、事前に担当まで問い合わせること。
- ・問い合わせ時には、必ず別添「市場調査費用積算に関する秘密保持誓約書」を提出すること。

5 業務内容

前項の提供資料をもとに、以下(1)～(4)の手順で、顕在市場並びに潜在市場の状況を調査する。

なお、提案内容の理解にあたって、提供資料のみでは不足する内容については、必要に応じて、調査案件を提案した事業者又はコーディネータ（以下「提案者」という。）へのカウンセリングや電話によるヒアリングを行うものとする。

(1) 顕在市場の調査

- ①提供資料の精読等により提案内容を把握し、本案件が直接関連する市場及び技術分野に対応する適切且つ最適なキーワードを抽出し、市場調査データベース等を用い、現在、顕在化している市場の規模、競合状況を記述した資料を検索する。
- ②提案者の求めに応じて、日本国内における当該市場及び技術分野の関係者・専門家等から意見を聴取する（見積目安：1案件につき10者）。
- ③前々項の検索で得られた資料及び前項の聴取により得られた意見と提案書を照合し、記載内容の妥当性を検証し、コメントを付ける。

(2) 潜在市場の調査

- ①提供資料の精読等により提案内容を把握し、本案件が将来関連すると思われる市場及び技術分野に対応する適切且つ最適なキーワードを抽出し、市場調査データベース等を用い、現在、未開拓の市場を検索する。
- ②提案者の求めに応じて、日本国内における当該市場及び技術分野の関係者・専門家等から意見を聴取する（見積目安：1案件につき20者）。
- ③前々項の検索で得られた資料及び前項の聴取により得られた意見をもとに、将来期待できる市場を抽出し、コメントを付ける。

(3) 調査報告

上記(1)及び(2)の調査を終えた提案から順次、調査結果をまとめた報告書を作成して提出し、財団の求めに応じ、提案者に対して調査結果に関する説明を行うものとする。

なお、調査依頼内容の誤認等があつて、提案者から再調査あるいは補完等の要望があつた場合は、協議による合意の結果に基づき、これに応ずるものとする。

作成する調査報告書は次のとおりとする。

<調査報告書>

※様式は任意

※次の諸項目を記載すること。

- ・抽出キーワード
- ・使用データベース
- ・ヒット資料の記載内容（概要）
- ・調査結果に基づく、顕在市場及び潜在市場状況のまとめ

※ A4サイズ印刷物を1部、電子ファイル（CD-R等）1部を納品すること。

※ 納品物（印刷物）は調査対象案件毎にまとめること。

※ 令和6年1月末頃には、調査報告書の提出を完了すること。

※ 納入場所 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内
公益財団法人京都産業21

(4) 業務完了報告

業務完了報告書を次のとおり財団に提出すること。

<業務完了報告書>

※ 様式は任意

※ 業務名、業務完了日は必ず記載すること。

※ 実施した業務の内容及び成果をまとめた書類を添付すること。

（調査報告書の改めでの添付は不要）

※ A4サイズ印刷物1部、電子ファイル（CD-R等）1部を納品すること。

※ 納期 令和6年2月16日（金）

※ 納入場所 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内
公益財団法人京都産業21

6 契約期間

契約日から令和6年2月16日（金）まで

7 請負条件

- (1) 請負者は、本調査の実施のため財団より受け取った一切の資料を本調査終了時ご返却する。
- (2) 請負者は、個人情報及び市場調査の実施により知り得た秘密の永続的な保持につとめ、これを財団の同意なしに第三者に明かしてはならない。
- (3) 請負者は、本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

8 検査

業務完了後、財団が行う検査に合格しなければならない。

9 備考

本書に定められた事項に疑義が生じた場合は、現地の担当者の指示に従うこと。

また、契約書及び仕様書に明記されていない事項については、現地の担当者と協議して定める。